

富田林市障がい者地域自立支援協議会 代表者会議 委員名簿

	氏 名	備 考
障がい者等及びその家族 (1号委員)	いはいま みちこ 飯瀨 美智子	富田林市身体障害者福祉協会 会計
委託相談支援事業者 (2号委員)	さわむら ひでお 澤村 秀男	社会福祉法人 聖徳園 ワークメイト聖徳園 事務長
	とよらら あきこ 豊浦 晶子	社会福祉法人 いずみ野福祉会 つじやま相談室 管理者
	いわい ともひろ 岩井 智裕	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田富田林苑 施設長
	おの よしろう 小野 善朗	特定非営利活動法人 次世代育成・少子化対策研究会 理事
	おくみや としき 奥宮 敏樹	社会福祉法人 桃花塾 成人部 施設長
と い りょうこ 土井 涼子	特定非営利活動法人 あい 地域活動支援センターときわぎ 所長	
障がい福祉サービス事業者 (3号委員)	しんくま かずし 新熊 一史	社会福祉法人 富翔会 わくわく富田林 施設長
保健・医療関係者 (4号委員)	ふじおか ひろし 藤岡 洋	一般社団法人 富田林医師会 会長
教育・保育関係者 (5号委員)	おかもと やすたか 岡本 泰宜	大阪府立富田林支援学校 校長
	たかだ きよまさ 高田 清将	大阪府立藤井寺支援学校 校長
就労・雇用関係者 (6号委員)	ささき ゆきのり 佐々木 由典	河内長野公共職業安定所 統括職業指導官
	まえだ あきこ 前田 晶子	社会福祉法人 大阪府障害者福祉事業団 南河内南障害者就業・生活支援センター長
権利擁護関係者 (7号委員)	あずま かつあき 東 克明	社会福祉法人 富田林市社会福祉協議会 事務局長
関係行政機関の職員 (8号委員)	はしもと ひろこ 橋本 弘子	大阪府富田林保健所 地域保健課長
学識経験者 (9号委員)	おだ ひろのぶ 小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部 教授 学部長
市の職員 (10号委員)	むくはら たけし 椋原 剛	教育総務部 教育指導室 主幹
	よしだ ひろし 吉田 裕志	健康推進部 高齢介護課 課長代理
	おざき ゆき 尾崎 有規	健康推進部 健康づくり推進課 主幹
	はっとり よしこ 服部 淑子	子育て福祉部 こども未来室 主幹
	うめがわ かずたか 梅川 和隆	子育て福祉部 障がい福祉課 課長
関係行政機関の職員 (オブザーバー)	すげ れいこ 菅 玲子	大阪府富田林子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐

富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び富田林市相談支援事業実施要綱（令和3年富田林市要綱第47号。以下「相談支援事業実施要綱」という。）第9条の規定に基づき設置する富田林市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステム作りに関すること。
- (2) 相談支援事業実施要綱第4条に規定する事業の適切な運営に対する評価に関すること。
- (3) 地域の社会資源の活用方法や開発についての検討に関すること。
- (4) 障がい福祉計画等の策定及び進捗状況等に関する検討、評価に関すること。
- (5) 障がい者等の生活支援に係る困難な事例への対応のあり方に関すること。

(協議会)

第3条 協議会は、代表者会議、実務担当者会議及び事例検討会議で構成する。

- 2 代表者会議は総括的な事項を、実務担当者会議は具体的な事項を、事例検討会議は地域支援力の向上に関する事項等をそれぞれ担当する。

(代表者会議の構成)

第4条 代表者会議の委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命した者で構成する。

- (1) 障がい者等及びその家族
- (2) 委託相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 保健・医療関係者

- (5) 教育・保育関係者
 - (6) 就労・雇用関係者
 - (7) 権利擁護関係者
 - (8) 関係行政機関の職員
 - (9) 学識経験者
 - (10) 市の職員
 - (11) その他市長が必要と認める者
- (代表者会議の会長及び副会長)

第5条 代表者会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集し、及び会議の議長となる。
- 4 副会長は会長が指名し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(代表者会議の開催)

第6条 代表者会の開催は、原則として年2回とし、会長は必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができるものとする。

(代表者会議の委員の任期)

第7条 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実務担当者会議)

第8条 実務担当者会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。

- 2 実務担当者会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第3号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業の実施について同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

(部会の設置)

第9条 協議会は、必要に応じて個別課題を整理、検討するために部会を設置することができる。

- 2 部会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事例検討会議)

第10条 事例検討会議の構成員は、第4条各号に掲げる者の中から、実務担当者で構成する。

- 2 事例検討会議の開催は、原則として年6回とし、相談支援事業実施要綱第4条第1項第1号に規定する障がい者相談支援事業及び同項第2号に規定する障がい者基幹相談支援センター事業の実施につい

て同要綱第3条第2項の規定により委託を受けた事業者が招集し、主宰する。

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催する代表者会議は、第5条第3項の規定に関わらず、福祉事務所長が招集する。

附 則 (平成21年要綱第28号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

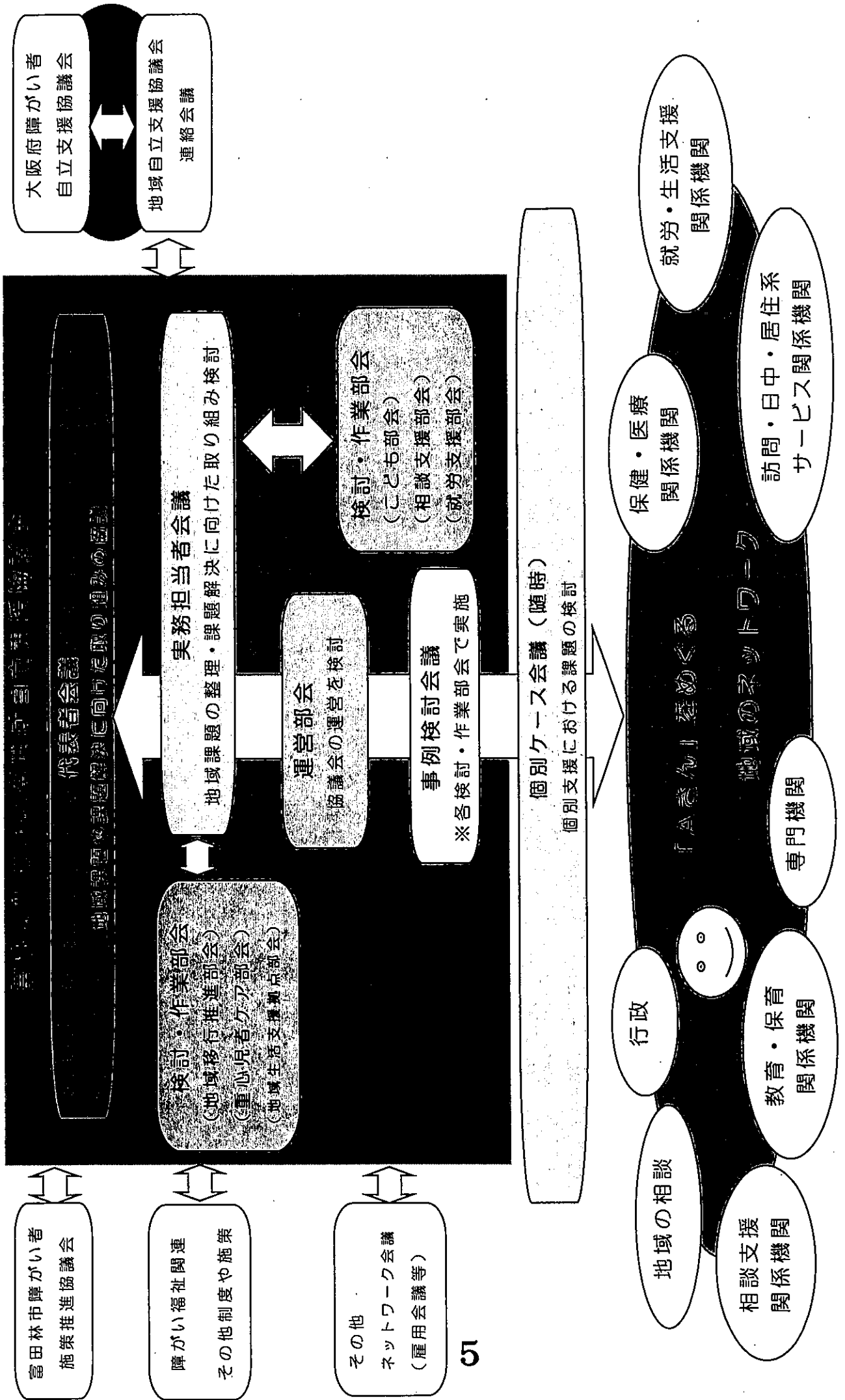
附 則 (平成24年要綱第23号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年要綱第39号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

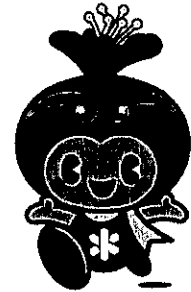
富田林市障がい者地域自立支援協議会体系図



富田林市の概要

(令和5年3月末現在)

- 人口 107,716人
- 手帳所持者数(身体) 4,455人
 - (知的) 1,236人
 - (精神) 1,296人
- 障がい福祉サービス受給者数※ 1,869人
- 計画相談支援利用者数※ 890人(47.6%)



※障がい児通所及び障がい児相談支援も含む

障がい福祉課 職員体制

- <障がい福祉課> 課長、課長代理、主幹
- 総務係(常勤5人)
 - 給付係(常勤4人)
 - 相談係(常勤3人+嘱託1人)
- (障がい者虐待防止センター設置)



障がい者相談支援事業の経緯

- 平成18年10月
障がい者相談支援事業を実施（3事業者）
- 平成24年4月
障がい者基幹相談支援センターを設置（あーる）
- 平成28年4月
課内に出張相談窓口（相談支援事業）を設置
- 平成30年10月
エリア制を導入（各圏域に1事業者）
三障がいを一元的に支援
- 平成31年4月
市が基幹相談支援センターを直営で実施
各圏域に相談支援事業を実施（5事業者）
- 令和3年4月～現在
基幹相談支援センターを設置（各圏域に3事業所）
相談支援事業は圏域を問わず実施（3事業所）



障がい者相談支援体制

■基幹相談支援センター

- 第1圏域 聖徳園みどりの風
- 第2圏域 つじやま相談室
- 第3圏域 四天王寺悲田富田林苑

■相談支援事業（圏域問わず）

- ピーチネット
- 地域活動支援センターときわぎ
- アプローチ寺池



障がいのある方の相談に応じています

障がいのある方やご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、富田林市内の各圏域に障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）を設置しています。相談支援専門員等が様々なご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

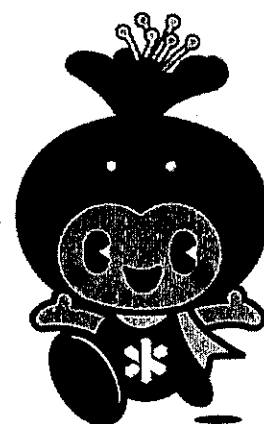
【第1圏域】 喜志、第一中学校区	社会福祉法人聖徳園「聖徳園みどりの風」 富田林市川向町6-31 電話：0721-26-8627・FAX：0721-26-8628
【第2圏域】 第二、第三中学校区	社会福祉法人いずみ野福祉会「つじやま相談室」 富田林市甘山20-7 電話：0721-28-5311・FAX：0721-40-1513
【第3圏域】 金剛、葛城、藤陽、 明治池中学校区	社会福祉法人四天王寺福祉事業団「四天王寺悲田富田林苑」 富田林市向陽台一丁目3-20 電話：0721-29-0500・FAX：0721-29-0282

障がい者基幹相談支援センターの他にも、障がい者相談支援センターを市内3か所に設置し、相談支援を実施しています。（圏域はありません）

社会福祉法人桃花塾「ピーチネット」 富田林市喜志2067	電話・FAX：(0721) 24-8626
NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」 富田林市昭和町二丁目2-6	電話・FAX：(0721) 25-1516
NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」 富田林市寺池台二丁目12-8	電話・FAX：(0721) 29-8655

市役所1階⑥番窓口（障がい福祉課）において出張相談を開設しています

（祝日を除く月～金曜日、午前9時15分～午後5時）
 電話：0721-25-1000（内線162）



＊ 富田林市

富田林市相談支援事業実施要綱

富田林市相談支援事業実施要綱（平成18年富田林市要綱第86号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与すること及び権利擁護のために必要な援助その他必要な支援を行うため、富田林市地域生活支援事業実施規則（平成18年富田林市規則第43号）第2条第3号に掲げる相談支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害者総合支援法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）をいう。
- （2） 特定相談支援事業等 障害者総合支援法第51条の20の規定に基づく特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定に基づく障害児相談支援事業をいう。
- （3） 指定相談支援事業関連業務 特定相談支援事業等及び障害者総合支援法第51条の19の規定に基づく一般相談支援事業の指定関連業務をいう。

（実施主体等）

第3条 事業の実施主体は、富田林市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、適切に運営を行うことができると認める特定相談支援事業等の指定を受けた者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

（事業の内容）

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 障がい者相談支援事業
- （2） 障がい者基幹相談支援センター事業
- （3） 障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業

（障がい者相談支援事業）

第5条 障がい者相談支援事業は、障がい者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため、次に掲げる業務を実施す

るものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助及び調整に関する業務
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (4) ピアカウンセリングに関する業務
- (5) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
- (6) 専門機関の紹介に関する業務
- (7) ケア計画の作成に関する業務
- (8) 地域における障がい理解等の啓発活動に関する業務
- (9) 第10条に規定する富田林市障がい者地域自立支援協議会の運営に関する業務
- (10) 地域共生社会の観点に立った包括的な支援の実施に関する業務

2 前項各号に掲げる事業は、障がい者相談支援センターにおいて実施するものとする。

(障がい者基幹相談支援センター事業)

第6条 障がい者基幹相談支援センター事業は、地域における総合的かつ専門的な相談支援の中核的な役割を担う事業として、前条の障がい者相談支援事業に加え、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用支援に関する業務
- (2) 障がい者等に対する虐待の防止に関する業務
- (3) 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対する住宅入居等の支援に関する業務
- (4) 自発的活動の支援に関する業務
- (5) 障がい者雇用センターにおいて実施する就労及び雇用の支援に関する業務

(障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業)

第7条 障がい者基幹相談支援センター事業機能強化事業は、前条の障がい者基幹相談支援センター事業を円滑に実施するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言に関する業務
- (2) 地域の相談支援事業者等の人材育成の支援に関する業務
- (3) 地域の相談機関等との連携強化の取組みに関する業務
- (4) 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言を行う業務
- (5) 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

(6) 障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発に関する業務

(7) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートに関する業務

(遵守事項)

第8条 第3条第2項の委託を受けた事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第5条の事業の実施にあつては、相談支援専門員1名以上を配置するものとし、かつ、特別な相談支援が必要なときは、専門的な知識を有する者のうち特別な相談支援に対処できる者を配置すること。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業関連業務に従事することができる。

(2) 第6条の事業の実施にあつては、相談支援専門員を前号の配置に加え、1名以上に同程度の支援を行うことができると福祉事務所長が認める者2名を加えた3名以上を配置すること。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業関連業務に従事することができる。

(3) 第7条の事業の実施にあつては、障がい者相談・援助業務の経験のある相談支援専門員であつて、障がい者基幹相談支援センター事業を強化するために福祉事務所長が必要と認めた者を、前号の配置に加え1名以上配置すること。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業関連業務に従事することができる。

(4) 第6条及び第7条の事業の実施にあつては、いずれかの従事者のうち1名以上は社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師等の資格を持つ者を配置すること。

(障がい者地域自立支援協議会)

第9条 市長は、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、富田林市障がい者地域自立支援協議会を設置する。

2 前項の協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第10条 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(利用料)

第11条 第4条各号に掲げる事業に関する利用料は、無料とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、

福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱の一部改正)
- 2 富田林市障がい者地域自立支援協議会設置要綱(平成20年富田林市要綱第15号)の一部を次のように改正する。
第1条中「富田林市相談支援事業実施要綱(平成18年富田林市要綱第86号)」を「富田林市相談支援事業実施要綱(令和3年富田林市要綱第47号)」に、「第6条」を「第9条」に改める。

相談支援件数 (令和5年1月~令和5年12月)

(英人数)

【対象者】	ピーチネット		地活センター ときわぎ		アプローチ 寺池		聖徳園 みどりの風		つじやま 相談室		四天王寺慈田 富田林苑		合計	
	19歳 以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	18歳以上	18歳未満
身体障がい	3	1	3	0	4	0	29	3	38	0	17	2	94	6
重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	19	10	20	12
知的障がい	29	10	8	2	14	2	81	16	66	18	59	26	257	74
精神障がい	5	0	41	1	21	0	63	1	61	0	94	5	285	7
発達障がい	5	8	7	1	3	1	8	16	7	9	8	24	38	59
高次脳機能障がい	0	0	4	0	1	0	1	1	2	0	1	0	9	1
雑病、その他	4	0	0	0	0	0	8	9	0	0	4	16	16	25
合計	46	19	63	4	43	3	191	48	174	27	202	83	719	184

(延べ件数)

【支援方法】	ピーチネット		地活センター ときわぎ		アプローチ 寺池		聖徳園 みどりの風		つじやま 相談室		四天王寺慈田 富田林苑		合計	
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	合計	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール
訪問	56	4	31	249	212	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616
来所相談	4	31	249	212	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924
同行	31	249	212	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606
電話相談	249	212	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606	211
電子メール	212	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606	211	10,130
個別支援会議	17	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606	211	10,130	107
関係機関	712	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606	211	10,130	107	19,803
その他	0	1,281	284	487	1,707	502	616	4,924	1,606	211	10,130	107	19,803	
合計	1,281	2,473	1,446	4,886	7,261	11,166	1,527	2,576	692	657	1,509	1,896	133	567

(延べ件数)

【支援内容】	ピーチネット		地活センター ときわぎ		アプローチ 寺池		聖徳園 みどりの風		つじやま 相談室		四天王寺慈田 富田林苑		合計	
	福祉サービスの利用等	障がいや病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	合計	福祉サービスの利用等
福祉サービスの利用等	913	26	49	52	10	62	12	35	17	44	17	44	1,281	3,958
障がいや病状の理解	26	49	52	10	62	12	35	17	44	17	44	1,281	657	
健康・医療	49	52	10	62	12	35	17	44	17	44	1,281	1,509	697	
不安の解消・情緒安定	52	10	62	12	35	17	44	17	44	1,281	697	1,896	710	
保育・教育	10	62	12	35	17	44	17	44	1,281	710	133	567	71	
家族関係・人間関係	62	12	35	17	44	17	44	1,281	710	133	567	71	252	
家計・経済	12	35	17	44	17	44	1,281	710	133	567	71	252	217	
生活技術	35	17	44	17	44	1,281	710	133	567	71	252	217	164	
就労	17	44	17	44	1,281	710	133	567	71	252	217	164	274	
社会参加・余暇活動	44	17	44	1,281	710	133	567	71	252	217	164	274	30	
権利擁護	17	44	1,281	710	133	567	71	252	217	164	274	30	99	
その他	44	1,281	710	133	567	71	252	217	164	274	30	99	132	
合計	1,281	2,473	1,446	4,886	7,261	11,166	1,527	2,576	692	657	1,509	1,896	133	567

< 富田林市障がい者地域自立支援協議会 会議一覧 > ※令和5年1月～令和5年12月分

会議名	日時・場所	主宰	内容	主な参画機関
代表者会議	令和4年度 【第1回】2/9(木)14:00～@庁議室	会長(障がい福祉課)	協議会全般の方針・実績	基幹(相談支援)センター、医療機関、 教育機関、就労・雇用関係、 権利擁護関係、関係行政機関
実務担当者会議	令和4年度 【第3回】1/27(金)13:30～@902 令和5年度 【第1回】4/28(金)15:30～@201 【第2回】10/18(水)13:30～@201	【第3回】聖徳園 【第1回】富田林苑 【第2回】つじやま	各部会等、協議会活動の報告	基幹(相談支援)センター、医療機関、 教育機関、就労・雇用関係、 権利擁護関係、関係行政機関
運営部会	令和4年度 【第10回】1/12(木)13:30～@904 【第11回】2/9(木)16:00～@902 【第12回】3/9(木)13:30～@水道横会議室 令和5年度 【第1回】4/20(木)13:30～@庁議室 【第2回】5/18(木)13:30～@庁議室 【第3回】6/8(木)13:30～@201 【第4回】7/13(木)13:30～@904 【第5回】8/10(木)13:30～@201 【第6回】9/7(木)13:30～@201 【第7回】10/12(木)13:30～@201 【第8回】11/9(木)13:30～@401 【第9回】12/7(木)13:30～@903	【第10～12回】富田林苑 【第1～4回】つじやま 【第5～8回】聖徳園 【第9回】富田林苑	協議会の運営について 相談支援体制について	基幹(相談支援)センター、 障がい福祉課
事例検討会議	令和4年度 【第3回】2/3(金)10:00～@902 令和5年度 【第1回】6/30(金)15:00～@903 【第2回】9/21(木)15:00～@903 【第3回】12/18(月)13:30～@401	【第3回】聖徳園 【第1回】聖徳園 【第2回】富田林苑 【第3回】つじやま	各部会等、協議会活動の報告	基幹(相談支援)センター、医療機関、 教育機関、就労・雇用関係、 権利擁護関係、関係行政機関

会議名	日時・場所	主宰	内容	主な参画機関
検討・作業部会 (子ども)	令和4年度 【第3回】 2/10(金) 13:30～@902 令和5年度 【第1回】 5/15(月) 13:30～@401 【第2回】 7/12(水) 13:30～@903 【第3回】 11/21(火) 10:00～@すばるホール	ピーチネット	障がい児支援についての協議 事例検討	基幹(相談支援)センター、支援学校、 保健所、子ども家庭センター、 教育指導室、こども未来室、 健康づくり推進課
検討・作業部会 (地域移行推進)	令和4年度 【第6回】 3/22(水) 10:00～@902 令和5年度 【第1回】 5/22(月) 10:00～@904 【第2回】 6/29(木) 13:30～@903 【第3回】 7/31(月) 13:30～@401 【第4回】 12/21(木) 13:00～@903	ときわぎ	地域移行推進の取組 院内交流会	基幹(相談支援)センター、保健所、 精神コデーネーター、結のぞみ病院
検討・作業部会 (相談支援)	【第1回】 6/30(金) 13:30～@903 【第2回】 9/21(木) 13:30～@903 【第1回】 7/31(月) 15:00～@401 【第2回】 12/18(月) 15:00～@401	つじやま 富田林苑	相談支援体制についての協議 情報交換・事例検討 医療的ケア児についての協議 事例検討	基幹(相談支援)センター、 指定・特定相談支援事業者 基幹(相談支援)センター、支援学校、 保健所、健康づくり推進課
検討・作業部会 (地域生活支援拠点)	令和4年度 【第3回】 1/26(木) 13:30～@水道課会議室 令和5年度 【第1回】 10/13(金) 10:00～@201	障がい福祉課	地域生活支援拠点の構築	関係市町村、拠点事業受託事業者、 基幹(相談支援)センター
検討・作業部会 (就労支援)	令和4年度 【第5回】 3/8(水) 10:30～@201 令和5年度 【第1回】 4/28(金) 13:30～@201 【第2回】 7/19(水) 13:30～@902 【第3回】 10/27(金) 13:30～@903	聖徳園	障がい者就労について	基幹(相談支援)センター、 就労A・B・移行・定着支援事業者、 生活介護事業者

議 事 録		作成日	令和 6 年 1 月 12 日
		作成者	四天王寺悲田富田林苑
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 運営部会		
開催日	令和 5 年 1 月 12 日、2 月 9 日、3 月 9 日、4 月 20 日、5 月 18 日、6 月 8 日、7 月 13 日、8 月 10 日、9 月 7 日、10 月 12 日、11 月 9 日、12 月 7 日	開催場所	富田林市役所
出席者	市障がい福祉課、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池		
議 事			
令和 4 年度 第 10 回、第 11 回、第 12 回(1 月 12 日、2 月 9 日、3 月 9 日)			
<p>○各部会からの報告</p> <p>○次年度の自立支援協議会(各検討・作業部会)について</p> <p>○社会資源マップについて</p>			
令和 5 年度 第 1 回から第 9 回(毎月開催)			
<p>○協議会の運営、各部会の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども部会:すばるホールにて児童発達支援・放課後等デイサービスの合同説明会を実施した。 ・地域移行推進部会:結のぞみ病院入院患者との地域交流として茶話会を実施した。 ・相談支援部会:事例検討会、医療観察制度についての研修会を実施した。 ・重心児者ケア部会:災害への備えと個別避難計画について情報共有、意見交換を実施した。 ・就労支援部会:つつじマルシェの開催、事業所見学ツアーを実施した。 ・事例検討会議:基幹、委託事業所が対応中のケースについて、事例検討を実施した。 ・実務担当者会議:発達障害、精神障害、虐待防止、差別解消法について研修を実施した。 			
<p>○理解啓発活動について</p> <p>大阪大谷大学志学祭に 2 日間参加した。スーパーボールすくいを楽しんでもらいながら、理解啓発パンフレットを配布した。</p>			
<p>○関係機関との連携について</p> <p>社会資源マップとして、市内就労支援事業所の協力を得て、事業所紹介を作成し、市ホームページに掲載した。障がい・高齢連絡会にて、地域包括支援センターが対応中のケースについて、グループワークにて意見交換を行った。</p>			
<p>○今後の協議会の運営について</p> <p>今年度は社会資源マップの作成、こども部会での合同説明会の開催、就労支援部会でのつつじマルシェ開催と事業所見学ツアー、地域移行推進部会での茶話会など、目標としていた参画機関とのネットワーク作りが形として実現した。今後も地域課題の解決に向けて、各部会がそれぞれの取り組みテーマと達成目標を意識しながら進めていく。</p>			

議 事 録		作成日	令和6年1月10日(水)	
		作成者	聖徳園みどりの風	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 実務担当者会議			
開催日	令和5年1月27日(金)		開催場所	富田林市役所
	令和5年4月28日(金)			
	令和5年10月18日(水)			
出席者	わくわく富田林、結のぞみ病院、富田林支援学校、藤井寺支援学校、河内長野公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、富田林市社会福祉協議会、大阪府障がい者自立相談支援センター、富田林子ども家庭センター、富田林保健所、人権協議会、市高齢介護課、市子ども未来室、市健康づくり推進課、市教育指導室、市障がい福祉課、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑、地域活動支援センターときわぎ、ピーチネット、アプローチ寺池、			
議 事				
【令和4年度第3回】				
1. 今年度の代表者会議について、差別解消法について(障がい福祉課より) 代表者会議日程:2/9(木)14:00～ 大阪府障がい者差別解消条例の改正について 障がい理解ハンドブック「ほんま、おおきに!!」の配布と紹介。				
2. 富田林市障がい者地域自立支援協議会今年度の取り組み(事例検討について) これまで開催した事例検討会のフィードバック 「単身生活を送る障がい者が孤立しない地域づくりについて」 「発達障がいのある方が社会生活を送るために必要な支援ネットワークについて」				
3. 研修 尼崎手をつなぐ育成会 「ライフステージに応じた子どもから大人への支援 ～発達障がいの子どもの持つ母からのメッセージ～」 知的障がい者およびその家族が研修事業、啓発事業、福祉教育事業、知的障がいを一般の人にも理解してもらうことを目的として活動されている。 ・育成会活動と知的障がい疑似体験ワークショップ ・学齢期の子育て体験記				
【第1回】				
1. 自立支援協議会について 全体的な説明				
2. 研修「富田林市における精神障がい者に係る状況について」 訪問看護ステーション デューン富田林 訪問看護ステーションの業務内容と現状を説明				
3. その他(質疑応答) 地域自立支援協議会に医療関係機関がどれだけ関わっているのか。訪問看護の立場からの提案として、医療関係機関が自立支援協議会に参加することで困難ケースに対応していけるのでは。訪問看護事業所のネットワークを作り自立支援協議会への参加を検討する。				
【第2回】				
1. 研修 ①「障がい者差別解消法」市障がい福祉課 令和3年に障がい者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務に変更となる。(令和6年4月1日から施行) ②「障がい者虐待防止法」つじやま相談室 障がい者虐待防止法の説明。 愛知県豊橋市の特別養護老人ホームで間仕切りのない廊下で入居者のおむつの交換をしていた問題について、豊橋市が性的虐待にあたりと判断した。				
2. 大阪大谷大学志学祭について つじやま相談室 令和5年11月18、19日に実施予定。 スーパーボールすくいの出店、「ねえねえ知ってる？」のリーフレットを配布。				

議事録		作成日	令和6年1月9日	
		作成者	つじやま相談室	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 事例検討会議			
開催日	2月3日(金) 6月30日(金)		開催場所	富田林市役所
	9月21日(木) 12月18日(月)			
出席者	わくわく富田林、スマイル KOBQ、結のぞみ病院、富田林支援学校、藤井寺支援学校、障害者就業・生活支援センター、河内長野公共職業安定所、富田林市社会福祉協議会、富田林子ども家庭センター、富田林保健所、人権協議会、市健康づくり推進課、市高齢介護課、市子ども未来室、市教育指導室、市障がい福祉課、聖徳園みどりの風、四天王寺悲田富田林苑、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池、つじやま相談室			
議事				
<p>令和4年度第3回:「精神障害を持つ方へ、日常生活と生活支援をどのように繋げるかについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の抱える生きづらさを家族に理解していただくための手法(家族への働きかけ)。 ・障がい福祉サービス等の提案(本人への働きかけ)。 <p>第1回:「精神疾患を持つ家族への支援について、関係機関のつながりとアプローチを探る」</p> <p>◇事例提供者から概要説明(両親に精神疾患がある3人暮らし世帯)</p> <p>◇事例提供者へ質疑応答 ◇3グループに分かれグループワーク ◇各グループから発表</p> <p>全体から出た課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームで支援を行う関係機関が連携を図る ・ケース会議を行い支援の方向性を決める ・子どもを地域で支えていく <p>第2回:障がい受容の難しい方と家族に必要なアプローチを考える</p> <p>～退院までにできることと退院後の生活支援について～</p> <p>◇事例提供者から概要説明(こだわりが強く自己判断力の乏しさが不安材料、家族の障がい理解も低い)</p> <p>◇5グループに分かれグループワーク(①退院後の生活に向けて備えておくこと、②家族支援について)</p> <p>◇各グループの発表</p> <p>全体から出た課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・触法行為があるため、保護観察所や定着支援の検討も有効。 ・自宅で暮らすのであれば、日中の場への通所や必要な医療に結び付くような相手が必要。 ・家族だけでは本人に対しての適切な支援が難しい。家族ごと包括で気に支援できるよう複数の関係機関の連携が必要。 ・母子分離が必要なケース。コミュニティ相談などの活用。 <p>第3回:障がいがある夫婦(家族)が地域で暮らすために (今後の子どもたちの生活、本人達の生活のためにできること)</p> <p>◇事例提供者から概要説明(両親ともに手帳所持しており療育に不充分さがある。子との血縁関係も複雑)</p> <p>◇ケースについての質疑応答 ◇4グループに分かれてグループワーク</p> <p>◇各グループから発表</p> <p>発表で出た意見(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちのニーズを解消することで両親の悩みも解消されるのではないか。 ・それぞれ関わっている関係機関がいるため関係機関を取りまとめる必要がある。 ・長男だけが卒業後の関係機関が無くなってしまいうため配慮が必要。 <p>◇事例提供者からの感想</p> <p>家族全体をみた場合にまとめる機関が現状存在していない。今後家族ニーズを全体的に把握したうえで、今後子どもたちのより良い進路等に結び付けられるよう支援が必要と再確認できた。事例検討の中で、長男へのフォローが必要だと気付かされた。</p>				

議 事 録		作成日	令和 6 年 1 月 4 日 (木)
		作成者	ピーチネット
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 こども部会		
開催日	令和5年2月10日(金)*R4年度第3回 令和 5年 5月15日(月) 5年 7月12日(水) 5年11月21日(火)	開催場所	市役所 902 会議室 市役所 401 会議室 市役所 903 会議室 すばるホール(展示室)
出席者	富田林子ども家庭センター・市障がい福祉課・市教育指導室・市こども未来室・市健康づくり推進課・児発・放デイねっとわーく会議代表(運動療育バード須賀、かみひこうき昭和町) 聖徳園みどりの風・つじやま相談室・四天王寺悲田富田林苑 地域活動支援センターときわぎ・アプローチ寺池・ピーチネット		
議 事			
令和4年度 第3回			
○令和5年度の取り組みについて協議を行う			
<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所(児童発達・放課後等デイサービス)に関する情報発信イベントについて <ul style="list-style-type: none"> ➡コロナ感染状況に伴い、令和5年度に持ち越し ・各参画機関から見える地域課題をふまえ、次年度の取り組むべきと思われる内容について <ul style="list-style-type: none"> ➡教育と医療、福祉のネットワーク 不登校支援 虐待防止(事業所や教育機関向けの研修会等) 福祉施策の周知(各種支援機関やサービス事業所の紹介冊子作製等) 			
令和5年度 第1回			
○今年度の取り組みについて協議を行う			
<ul style="list-style-type: none"> ・市内児童発達・放課後等デイサービス事業所合同説明会について協議を行う <ul style="list-style-type: none"> ➡会場候補の選定、開催曜日・時間、周知方法等(他市の開催例も参照)について ・福祉と教育のネットワーク強化に向けての具体的取り組み案について協議を行う <ul style="list-style-type: none"> ➡教育機関に、福祉資源(相談支援、計画相談、各種制度、福祉サービス、サービス事業所等)に関する情報提供を行う、提供先は校長か、教員か、スクールソーシャルワーカーか等も協議 			
令和5年度 第2回			
○今年度の取り組みについて確認を行う			
<ul style="list-style-type: none"> ・市内児童発達・放課後等デイサービス事業所合同説明会に関する進捗状況確認(実行委員より) ・福祉と教育のネットワーク強化に向けて <ul style="list-style-type: none"> ➡「スクールソーシャルワーカーの取り組みについて知る」を目標とし、当部会へのスクールソーシャルワーカーの招へいを検討(顔の見える関係づくり)、後日教育指導室担当者に相談することとなる 			
○次年度の取り組みに向けて、各機関が抱える課題等について協議を行う			
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の出産、子育てへの支援(ヘルパー利用、病院への付き添い、各種届け出、育児に関する情報提供等)が増えている ・専門家(言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等)による療育の場が少ない ・医療的ケア児を受け入れる事業所、学校、園が少ないのでは ➡ 重心児者ケアシステム部会へ ・不登校児への支援 			
令和5年度 第3回			
【市内児童発達・放課後等デイサービス事業所合同説明会として開催】			
参加事業所 23事業所(市内全事業所27)			
来場者 約75名(ご家族、支援機関等)			
令和5年度 第4回 令和6年2月開催予定			



議事録		作成日	令和5年12月28日	
		作成者	地域活動支援センターときわぎ	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 地域移行推進部会			
開催日	令和5年3月22日(水)	開催場所	富田林市役所	
	5月22日(月) 6月29日(木)			
7月31日(月) 12月21日(木)				
参加機関	富田林保健所 地域精神医療体制整備広域コーディネーター 結のぞみ病院 聖徳園みどりの風 つじやま相談室 四天王寺悲田富田林苑 障がい福祉課 ピーチネット アプローチ寺池 地域活動支援センターときわぎ			
議事				
<p>○地域移行の推進において今年度の取り組みは下記に示す。</p> <p>3月の部会にて令和5年度の部会の活動として院内茶話会実施とワーキンググループ(WG)の立ち上げを提案し了承もらう。年度の後半は研修会を実施。</p> <p>・院内茶話会実施 7月7日(金)14:00～15:00 結のぞみ病院病棟A-6 精神診療病棟 5月より新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、感染状況を確認しながら結のぞみ病院での茶話会を行うため部会メンバーより5事業所でWGを立ち上げ。</p> <p>WGメンバー…地域精神医療体制整備広域コーディネーター、結のぞみ病院、富田林保健所、つじやま相談室 活動…4/13(木)、5/22(月)、6/29(木)、7/26(水)</p> <p>WG内で茶話会の時期、対象患者、内容等を検討。</p> <p>実施はコロナの感染拡大時期を避け、初夏で調整を行う。コロナにより地域との関わる事が少なくなっていた状況を踏まえ、富田林市へ退院を希望されている患者のみの茶話会参加ではなく、病棟全体で参加できる機会にし、地域に目を向け相談事業所を知ってもらい楽しく時間を共有できる機会を作る形を企画。内容も富田林市障がい福祉訓練事業所で作成されたポップコーン50袋、富田林市商工観光課より富田林市きらめき観光マップ・富田林観光ガイド各50部ずつを参加した患者へ渡し、楽しく参加しながら地域へ目を向けてもらえ、地域の相談できる事業所として捉えてもらえる機会として茶話会の調整を行う。</p> <p>WGより1名ずつ茶話会に参加し、茶話会の様子を後日写真や病院から口頭で感想などを部会メンバーと共有することになる。</p> <p>当日は茶話会に参加した入院患者にWGメンバーから声掛けを行う形で実施。患者の他市出身者が多く参加されていたが、富田林市の事も知っている人もいた。長期入院患者にとって茶話会に参加すると退院させられると感じる患者も多くいたが、まずは地域に相談できる事業所と一緒に茶話会を楽しむ、相談できる事業所をして知識を持ってもらえるような形で患者に説明を行う。富田林市商工観光課から頂いた富田林観光ガイドや富田林市きらめき観光マップを興味深く読まれて、持参したポップコーンも茶話会中に食べ終わられる人も多くいた。長期入院患者にとって病院内での生活で完結できる状態が長期間続き、生活に支障がない様子。</p> <p>楽しく参加できた感想をもらえたが、次回の課題として地域に目を向け退院に興味を持ってもらえる取り組みや患者と福祉サービス、富田林市の魅力をつなげていく取り組みを考えていきたい。</p> <p>・病院向け研修会実施 12月21日(木)13:30～15:00 富田林市役所903会議室 「地域包括ケアシステムにおける医療の役割と地域資源との連携 ～そしてご本人中心の退院支援のありかたを考える～」 医療法人 小憩会 ACT-ひふみ 精神科認定看護師 大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業を利用し結のぞみ病院にて退院支援についての研究会を実施。講演をライブ配信で部会メンバーにも視聴。 講演内容は病院職員に向けた内容だけでなく、地域との連携、社会資源の活用、病院の地域移行の現状などを盛り込んだ研修内容。 結のぞみ病院(看護師、心理士、薬剤師等)13名、部会(主任相談支援専門員、保健師、心理士等)15名が受講。退院に向けてご本人やご家族と向き合う姿勢を勉強できる機会を設けることができた。</p>				

議事録		作成日	令和6年1月12日	
		作成者	四天王寺悲田富田林苑	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 重症心身障がい児者ケアシステム部会			
開催日	令和5年7月31日(月)	開催場所	富田林市役所	
	令和5年12月18日(月)			
出席者	富田林保健所、富田林市立保健センター、富田林支援学校、藤井寺支援学校、和らぎ苑ひまわり、医療福祉センターすくよか、TOMODACHI 富田林、喜志訪問看護ステーション、市増進型地域福祉課、市障がい福祉課、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑			

議事

【第一回】 議題:「災害時の重心児者の備えについて」

- 障がい福祉課より
 - ・「災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要」
 - ・「避難行動要支援者名簿」
 - ・「避難行動要支援者名簿登録申出書兼名簿情報提供同意確認書」
 現在、名簿登録者 4,156 名、うち障がい者 1,662 名、さらに支援計画作成済みは 50 名程度だが、全てセルフプランとなっている。
- 富田林保健所の災害対応、災害時基本情報シートについて
 - ・難病および小児慢性特定疾病児と保護者への周知チラシ
 - ・防災チェックシート(医療機器使用中の方々の外部バッテリー、発電機等の燃料、気管カニューレの予備、滅菌手袋等の必要物品のチェック表)
 - ・災害時基本情報シート(A ランク—24 時間以内/B ランク—可及的速やかに)
 ※富田林保健所の支援者の中で7月末時点の人数
 - A ランクは 25 名(母子 9 名、難病 16 名)→母子 9 名のうち、富田林では 5 名
 - B ランクは 18 名(母子 16 名、難病 2 名)→母子 16 名のうち、富田林では 8 名
- 富田林苑より:家庭の災害対策 ソーラーシステム・蓄電池等の紹介
- 藤井寺支援学校の災害対策について
 - ・備蓄品や非常用持ち出し袋、通学カバンに入れる SOS カード等について
- グループディスカッション
 - ・医ケア児を含む仮想家族の避難計画について、ハザードマップを活用して話し合った。

【第二回】 議題:富田林市の災害対策(避難計画)の現状

- 個別避難計画の作成に向けて実施したカンファレンス報告
 - ・参加者:当事者 Y さんとお母さま、Y さんのヘルパーさん、藤井寺支援学校の先生、富田林保健所、危機管理室、増進型地域福祉課、障がい福祉課、富田林苑相談員
- 増進型地域福祉課より
 - ・「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」について
- 他市の災害対策紹介
 - ・天草市:人工呼吸器などの医療用非常電源を日常生活用具給付等事業として助成
 - ・武雄市:市内在住医ケア児3名に対し、市と消防が連携して個別避難訓練を実施
 - ・佐賀市:「電源が必要な人限定」で佐賀市役所内の会議室を福祉避難所として開設
- 発達障がいや医ケア児などを通いなれた場所に避難できるように、特別支援学校を福祉避難所として積極的に指定するように要望書が提出された(記事紹介)
- グループディスカッション
 - ・理想の避難計画を作成するために、既存の資源を活用した避難場所や経路を検討した。

【次年度の予定】

引き続き部会を実施し、事例検討や研修を通して関係機関の相互理解や、地域課題の抽出と解決に向けた取り組みを行う。

議 事 録		作成日	令和6年1月9日
		作成者	つじやま相談室
会議名	富田林市障害者地域自立支援協議会 相談支援部会		
開催日	6月30日(金) 9月21日(木)	開催場所	富田林市役所
出席者	ピーチネット、ケアセンターあん、サンキューネット、テンダアハート、地域活動支援センターときわぎ、相談支援センターハウ、ブーケ相談支援センター、聖徳園みどりの風、四天王寺悲田富田林苑、相談支援センターひまわり、拓サポート、陽だまり、生活相談らぼーと、相談支援事業所はばたき、ジャンプ、こどもサポートみかん、はるかケアプラス、アプローチ寺池、障がい福祉課、つじやま相談室		
議 事			
第1回			
◇初参加の方のみ自己紹介			
◇個人ワーク【支援ネットワーク構築に向けて～こんな時どうする?～】 相談場面より:計画相談を担当している重心障害者(男性 40代Jさん)のことで、居宅介護を担っている事業所(サービス提供責任者)より相談を受けたという設定 ⇒相談内容に対して現状の関係機関との繋がりを再確認し、経過・現状を明確にした上で、様々な角度から本人の生活場面の中で想像したこと、ある相談員の見立てを参考にしながら、「自分ならどのような支援ネットワーク構築に向けて動いていくのかを考え書き出していく。 (その際【必要な情報】、【情報収集の目的】、【情報をもつ関係機関はどこか】の項目に振り分ける)			
【まとめとして】			
<ul style="list-style-type: none"> ・関わり続ける姿勢を見せる ・支援者が同じ方向を向けるネットワーク作り ・相手の立場に立った行動 ・円滑なコミュニケーションは業務を円滑にする <p>以上の点が相談支援とネットワーク作りに置いて意識したいこと・大切にしたいこと。</p>			
◇次回相談支援部会の告知			
<ul style="list-style-type: none"> ・医療観察制度についての研修(予定) 			
第2回			
◇外部講習研修【医療観察制度について(講師:大阪保護観察所 社会復帰調整官室)】			
<ul style="list-style-type: none"> ・医療保護法の目的 ・医療保護法の対象者 ・事例(富田林市で実際あった『刃物を持った男が中学校に侵入し建造物侵入容疑で逮捕』された事件を例に挙げ、その場合は責任能力について調べられることになったが、建造物侵入容疑のため医療観察の対象外(重大な他害行為にあたらないとされる) 他の事例『同居の両親を鉄の棒で殴打し殺害しようとしたとして、殺人未遂の疑いで逮捕された』事件を挙げ、この場合は心神喪失者等医療観察法の対象とされる。 			
◇医療観察制度の流れ			
<ul style="list-style-type: none"> ・医療観察法の3要件の説明 ・実際のケア会議のイメージ(相談支援専門員はどこで役割があるのか) <p>※研修終了後、事例シートを回収</p>			

議 事 録		作成日	令和6年1月12日(月)	
		作成者	障がい福祉課	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 地域生活支援拠点部会			
開催日	1月26日(木)	10月13日(金)	開催場所	富田林市役所
出席者	河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市			
議 事				
<p><地域生活支援拠点の整備の目的></p> <p>障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じて整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。</p> <p>◎ 個別給付化</p> <p>地域生活支援拠点として障がい福祉サービス事業者が各市町村に届出をすることで、従来の障がい福祉サービスの報酬に加算がされる仕組みの構築。</p> <p>○個別給付化にむけて、各市町村と調整。今後、各市町村が優先的に必要とする機能を、提供できる事業者に順次働きかけ、届出を依頼する予定。 本市では短期入所事業所へ重点的に個別給付化に向けて進めていこうと考え、来年度以降から拠点事業の対応ができるよう検討中。</p> <p>◎ 地域生活支援コーディネーター事業</p> <p>相談支援及び関係機関との連絡調整等を行うことにより、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、ネットワークの構築及び地域生活支援の強化を図る事業。</p> <p>⇒個別給付化の制度設計は一旦完了したが、事業者認定は未実施。個別給付により各機能の提供が安定的に実施できるか未定であることから、次年度も6市町村で継続予定。</p> <p>◎ グループホーム移行支援事業</p> <p>グループホームでの生活を望む在宅の知的障がい者に対し、適切な日常生活訓練及び集団生活に関する指導を行う事業を実施し、グループホームへの入居を促進し、自立生活を支援する事業。 ⇒次年度も、河内長野市と富田林市の共同実施にて継続予定。</p>				

議 事 録		作成日	令和6年1月10日(水)	
		作成者	聖徳園みどりの風	
会議名	富田林市障がい者地域自立支援協議会 就労支援部会			
開催日	3月8日(水)	4月28日(金)	開催場所	富田林市役所
	7月19日(水)	10月27日(金)		
出席者	銀杏、就労継続支援 A 型糸星、てんだあじないまち、桃花塾通所部、ベストプレイス、ワークプラザ富田林、わくわく富田林、笑い家、ΓⅡ、グッドワークス、就労継続支援 B 型 JOY、就労継続支援 B 型バンジー、スマイル KOBO、生活介護陽だまり、つじやま作業所、テンダアハート錦織、すぶらうと、パレット、リンクファーム、おおきなかぶ、ジヨブタス富田林、第 2 あしべ作業所、トキヲコエテ、work in peace、わくわく富田林、就労継続 B 型シング、就労継続 B 型なの花、拓共同作業所、メイプル関西、ワークショップアイ、一步の会、すぶらうと、福祉の社、市障がい福祉課、聖徳園みどりの風、つじやま相談室、四天王寺悲田富田林苑、ピーチネット、地域活動支援センターときわぎ、アプローチ寺池			
議 事				
<p>【令和4年度第5回】</p> <p>○グループワーク ○内職の案内(雇用センターより) ○市役所での受注製品の販売について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工賃向上のためには、場所と人が必要。 ・販売ブースの設置やチラシ配布の検討。 ・企業とのつながり方。 ・イベントの実施や、事業所の見学ツアーについて <p>【第1回】</p> <p>○事業所見学会について ○5月1,2日市役所での受注販売について ○就労支援部会年間開催について</p> <p>前年度からの続きで、富田林市内の事業所見学をどのような形で進めるか。事業所への見学を行うメリット、タスク、スケジュールを、実施までのスキームを検討する。</p> <p>○「第1回つつじマルシェ」(開催場所 富田林市役所ロビー 10:00~14:00 まで)</p> <p>5月1日 拓共同作業所、Joy、シング、スマイル工房、チャレンジ、一步の会</p> <p>5月2日 陽だまり、メイプル関西、テンダア、なの花、バンジー</p> <p>【第2回】</p> <p>○5月に開催した「つつじマルシェの感想について」 ○8月のつつじマルシェの出店について ○事業所見学会(アンケートの結果) ○支援学校進路の先生と語ろう(10月予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月に開催したつつじマルシェの感想と出店した時のメリット、デメリットについて ・8月に開催する出店事業所については各事業所が夏季休暇に入るところが多い為、調整が必要。開催日程については、集計結果より参加事業所の確認。出店内容は、ドライフルーツ、ポップコーン、野菜、お弁当、ビスコッティ、ペットフード等。 ・事業所見学ツアーのアンケート作成について集約する。 ・就労支援部会において富田林支援学校の進路担当の先生と話す場を設ける予定。 <p>【第3回】</p> <p>○「株式会社オルターより施設外就労についての紹介」 ○「ふるさと納税について」都市魅力課からの説明</p> <p>○8月のつつじマルシェ開催について ○事業所見学会についての感想 ○富田林支援学校の進路等についての意見交換会 ○第64回 市民劇場について チラシ配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社オルター内の仕事の内容を説明。会社から施設外就労への募集を募る。 ・ふるさと納税については都市魅力課から登録方法や登録要件などの説明を行う。 ・8月のマルシェについては、台風の影響で予定していた15日が中止となったが16日は出店することができた。庁舎が建て替えの為、今回で最後となるが今後のマルシェに関して場所の提供やどこかに参画して継続的に行う。「金剛マルシェ」第4土曜日 太子町で行われる「マルシェ de 太子」などの情報あり。 ・事業所見学会については受け入れ側、見学者も顔の見える関係性ができた。 ・富田林支援学校との意見交換会では、各事業所と学校での進路について(直就 B、企業からの求人情報、卒業生のアフターフォローなど)の意見交換ができた。 				